公益社団法人新宮町シルバー人材センター 理事及び監事候補者選考要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第23条第１項の規定により、総会において、理事及び監事を選任するために、その候補者を選考する手続きを定めるものとする。

（候補者の推薦）

第２条　理事会は、必要に応じ理事及び監事候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、この委員会において、正会員及び特別会員（もしくはセンターの事業運営に必要と認められる知識及び経験を有する者）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第15項及び同条第16項に定める者で、理事及び監事にふさわしい候補者を選考し、これを理事会に推薦するものとする。なお、候補者を入れても定員数を下回る場合は、理事会で推薦することができるものとする。

（委員会）

第３条　委員会は、以下の基準により選出された選考委員をもって構成する。

理事のうちから　　３名

職群を代表する者のうちから　３名

２　選考委員は、理事会の承認を得て理事長が選任する。

３　選考委員長は、選考委員の中から互選により選出する。

４　選考委員長は、委員会を運営し、代表する。

５　選考委員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（委任）

第４条　この要綱に定めるもののほか選考にあたっての必要な事項は、別表１のとおりとする。

附　則

この要綱は、平成29年５月10日より施行する。

附　則

この要綱は、平成29年11月８日より施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。

別表１

理　事	監　事
【資格】 ・会員歴３年以上であること ・リーダー経験１年以上又はこれに準じる経験を有すること ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「法」という）第５条第15号に定める者 ・翌年度定時総会時に80歳未満であること ・推薦人が代表者を含め３名以上であること	【資格】 ・会員歴３年以上であること ・１名は会員かつリーダー経験１年以上又はこれに準じる経験を有すること ・１名は法第５条第16号に定める者で会計の知識を有すること ・翌年度定時総会時に80歳未満であること ・推薦人が代表者を含め３名以上であること